



ひろば

司法の現状を憂う

井戸謙一

三権分立は、近代民主主義国家の基本理念だ。国家権力を分立させて、互いにけん制させ、チェックを働かせることによって権力の乱用を防止する。司法機関が立法機関や行政機関に対するチェック機能を適切に働かせるためには、「司法権の独立」が不可欠である。「司法権の独立」には、「司法権が立法権・行政権から独立していること」と「裁判官が裁判をするに当たって独立して職権を行使すること」と二つの意味があり、司法権が本来の役割を果たすためには、双方が必要である。

最近、目を覆うような判決が続いている。最高裁だけに限っても、原審の再審開始決定を取り消して再審請求を棄却した大崎事件最高裁決定(2019.6.25)、朝鮮人学校の無償化除外を適法とした最高裁判決(2019.8.27)、自衛隊員の出動命令訴訟を適法とした二審判決を取り消して差し戻した最高裁判決(2019.7.22)、君が代斉唱を拒否した教員の再雇用拒否を違法とした二審判決を取り消した最高裁判決(2018.7.19)、岡口基一裁判官に対する戒告処分(2018.10.17)、など枚挙にいとまがない。

これらの判決や処分は、本来上告審で許されない事実認定をしたり、当事者の手続保障が適正になされなかったり、まともな理由を示さなかったり、審理内容・判決内容のレベルの低下が甚だしい。明らかに不当な判断に少数意見が付かず、全員一致であることが最高裁の劣化を窺わせている。下級審では、もともと最高裁の意向を慮った事なかれ判決の横行が指摘されていたが、最近では、例えば福島第一原発事故について東電役員を無罪とした東京地裁判決(2019.9.19)、慰安婦報道に関する植村隆氏の損害賠償請求を退けた東京地裁判

決(2019.6.26)のように、積極的に時の政権に追随しようとしているかのような判決まで目につくようになってきた。

最高裁の劣化は、裁判官人事に現れている。最高裁裁判官には、裁判官枠、弁護士枠、検事枠等があり、任命権を持つ内閣は、それぞれの母体である最高裁、日弁連、最高検の推薦を尊重してきた。その結果、最高裁には少数とはいえ、リベラルで、現場法曹から尊敬される裁判官が常に存在した。安倍政権は、日弁連の推薦を無視したり、加計学園の監査役弁護士を任命する等、恣意的な任命を繰り返してきた。その結果、安倍政権が任命した現在の最高裁判事15人の中にリベラルと目される人は、少なくとも私の目では存在しない。最高裁が時の政権とべったりであるとの印象がふりまかれれば、現場裁判官の中にも、それに迎合しようとする者が現れる。

司法の危機はかなり深刻である。司法権の独立は、冒頭で述べたどちらの面でも危うい。とはいえ、司法の存立の基盤が市民からの信頼であることに変わりはない。広範な市民が司法の現状に対する強い問題関心を持ち、批判の声を上げ続けることが何より大切である。日常の事件に真摯に取り組みながら、昨今の裁判所のありようを苦々しく思っている現場裁判官が相当の割合で存在するはずである。その裁判官達が同調圧力のくびきを解き放つ勇気を持つためには、広範な市民の声が必要である。そして、裁判官は、事件を裁くことによって、自らが裁かれていることを自覚しなければならない。

(いど・けんいち：滋賀支部、弁護士)